

## 令和8年度 定期予防接種の実施内容について

このことについて下記のとおり実施いたしますので、よろしくお願ひいたします。

記

### 1 実施期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

### 2 個人負担

無料

**※接種年齢及び接種間隔を遵守した cases に限ります。**

### 3 委託料

**対象年齢や接種間隔を過ぎている場合や過去に接種歴があるものを重複接種した場合は、委託料の支払いはできません。**

### 4 予診票

(1)乳幼児期に必要な予診票は、生後1か月頃にセットで個別郵送します。

学童期についても、対象年齢になりましたら個別郵送しております。

なお、予診票を持参していない方は予防接種をうけられませんのでご注意ください。

予診票を紛失された方につきましては、保護者の方に母子健康手帳をもって**こども課**  
**こども家庭センター係**まで来所されますようにご案内ください。

(2)問診の段階で接種できなかった場合は、各予防接種の対象期間内であれば予診票を再発行しますので、保護者の方に**母子健康手帳を持参し、こども課こども家庭センター係**まで来所されますようにご案内ください。

### 5 請求

1か月分をまとめて、翌月の10日までに「三木町予防接種請求書」により**三木町住民健康課 健康係**へ請求してください。請求時に予診票もあわせて提出してください。

口座や医療機関名の変更があった場合は、通帳のコピー（口座番号・口座名義人・支店名等が分かる部分）を添付してください。

### 6 接種記録

接種者については、母子健康手帳の「予防接種の記録」箇所に必要事項（ワクチンの種類、接種年月日、ロット番号、接種者署名）の記入をお願いいたします。

### 7 接種について

**接種につきましては、母子健康手帳で生年月日、予防接種歴の有無等の確認を十分したうえでされますようお願いします。また、乳児期の接種が多い時期や複数回接種をして完了する予防接種の場合、保護者への接種スケジュールの指導を十分にお願ひいたします。**